

吉岡町の新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染予防へご理解とご協力をいただきありがとうございます。

5月14日に群馬県の緊急事態措置は解除されましたが、依然として不要不急の外出は最小限とするよう求められています(5月25日時点)。ウイルスのまん延の恐れもあることから、引き続き3つの密(密閉・密集・密接)を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの感染拡大を予防する新しい生活様式の実践にご協力をお願いします。

また、5月臨時議会や6月議会定例会で補正予算が可決され、**町独自**の新型コロナウイルス対応事業を以下の通り行うことをお知らせします。引き続き町民の皆さまの健康と安全を第一に全庁一丸となって万全の対策を行っていきます。

吉岡町長 柴崎 徳一郎

対象者	事業名	内容	問い合わせ先	
全ての町民	特別定額給付金(国)	1人当たり10万円。 オンラインまたは郵送による申請が必要。	詳しくは4ページをご覧ください。	
子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金(国)	平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童であって、児童手当(本則給付)の対象である児童に1人当たり1万円。	詳しくは14ページをご覧ください。	
	子育て支援給付金	上記の「子育て世帯への臨時特別給付金」に町が対象児童1人当たり1万円を上乗せして支給。		
	保育料減免事業	利用自粛要請期間中の保育料を欠席日数に応じて減免。	子育て支援室 ☎26-2248(直通)	
	学童保育料減免事業	利用自粛要請期間中の学童保育料を欠席割合に応じて減免。		
	就学援助を受けている世帯	家庭学習のための通信環境整備支援事業	インターネット環境のない中学生がいる世帯に通信環境整備費用を補助。	教育総務室 ☎26-2285(直通)
		臨時就学援助事業	学校給食が停止となったことで生じた昼食代に対し援助費を支給。	
・70歳以上の1人暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・障害者 (近隣に家族などの協力者がいない場合)	高齢者等対策事業	社会福祉協議会が行う配食サービス・移送サービスにかかる利用料金を町が負担。	介護高齢室 ☎26-2247(直通)	
・要介護3以上で在宅の高齢者 ・1人暮らし高齢者	手作りマスク給付事業	障害者福祉施設が製作した布マスクを町が購入し、1人当たり2枚のマスクを配付。	福祉室 ☎26-2246(直通)	
売上高が前年同月比で50%以上減少している事業者	持続化給付金(国)	中堅・中小企業、その他の法人等は最大200万円、フリーランスを含む個人事業者は最大100万円。	持続化給付金コールセンター  ☎0120-115-570 ☎03-6831-0613	
持続化給付金(国)の対象となる町内に住所を有し町内で事業を行う事業者	緊急対策経営持続化助成金助成事業	1件当たり10万円。	産業振興室 ☎26-2280(直通)	
売上高が前年同月比で50%以上減少している飲食店経営者	緊急対策経営支援助成金助成事業	1件当たり10万円。		

※詳しくは町ホームページをご覧ください。各担当課へお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響により収入の減少がある方へ

	徴収猶予特例制度	介護保険料減免
対象者	<p>次の2つに該当する者</p> <p>①令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業など(給与を含む)の収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している者。</p> <p>②一時に納税を行うことが困難である者。</p> <p>対象となる町税</p> <p>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税。</p> <p>※これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の町税についても、さかのぼって特例の対象となります。ただし、納期限及び令和2年6月30日いずれも過ぎてしまった町税は除きます。</p> <p>※なお、審査の結果により猶予できない場合もあります。</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った者。</p> <p>②主たる生計維持者の事業収入など(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次の2つに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入などのいずれかの減少額が前年の該当事業収入などの額の10分の3以上である者。 ・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下である者。 <p>対象となる保険料</p> <p>令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められている保険料。</p> <p>※これらのうち、すでに納期限が過ぎている保険料についても、さかのぼって減免の対象となります。</p>
提出書類	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 収入や現預金の状況が分かる資料 (各種勘定元帳(売上帳、現金出納帳等)、給与明細、預金通帳のコピーなど) ※なお、資料の提出が困難な場合は、口頭により状況をお伺いします。	
提出期限	令和2年6月30日④ または納期限のいずれか遅い日まで	
提出方法	郵送または担当窓口にご提出ください。 ※徴収猶予特例制度は、eLTAXによる電子申請も受け付けています。	
申請・問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けたい税目が国民健康保険税のみの場合 住民課 住民保険室 ☎26-2249(直通) ・その他の税目を含む場合 税務会計課 税務室(徴収係) ☎26-2238(直通) 	介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

※水道料金等の支払いが困難な個人や事業者に対して、支払いの猶予に関する相談を受け付けています。
 詳しくは、上下水道課上水道室(☎54-1118(直通))へお問い合わせください。

中止するイベント・事業など

日程	イベント・事業など(場所)	問い合わせ先
6月11日(木) 6月12日(金)	総合健診(集団) (保健センター)	健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)
6月20日(土)	漆原ほたる祭り (道の駅よしか温泉)	漆原ほたると 水辺の会会長 ☎090-4530-0703
令和2年度 後期	よしか手作り講座 講師募集 ※手作り講座の開催が可能になりましたら、町ホームページでお知らせします。	教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054(直通)

町内の飲食店テイクアウト情報

町ホームページにて、外出自粛などにより大きな影響を受けている町内の飲食店を応援するため、テイクアウトが可能な飲食店情報を掲載しています。ぜひご利用ください。
 ※町内の飲食店で町ホームページへの掲載を希望される場合は、お気軽にお問い合わせください。



問い合わせ先
 産業観光課 産業振興室
 ☎26-2280(直通)



新型コロナウイルス感染症の影響で生活にお困りの皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人向けの相談窓口を吉岡町社会福祉協議会に開いています。ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ先

吉岡町社会福祉協議会
 吉岡町南下 1333-4 (老人福祉センター内)

○お金・仕事・住宅など
 生活全般に関して相談したい人
 ☎25-7790 (担当者直通)
 FAX 54-3673

○職場の休業や失業によって
 生活資金に困っている人
 ☎54-3930
 FAX 54-3673

▼受付時間

祝日を除く月曜～金曜日
 午前8時30分～午後5時15分



\\ 手続きをお忘れなく //

特別定額給付金

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、本町の住民基本台帳に記録されている人

給付額

給付対象者1人につき

10万円

受給権者

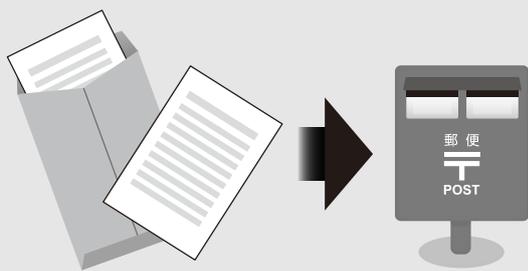
給付対象者の属する
世帯主

\\ 申請方法 //

1 郵送申請方式

町から全世帯主あてに、世帯全員の氏名が記入された申請書を5月下旬よりお送りしています。

記載内容を確認いただき申請書該当欄に押印、振込先口座などを記入し、本人確認書類(運転免許証や保険証の写し)と振込先口座の確認書類(通帳やキャッシュカードの写し)とともに同封の返信用封筒により返送してください。



2 オンライン申請方式

5月4日より受付を開始しています。

マイナポータル上のサービス、「ぴったりサービス」の特別定額給付金の申請画面から電子申請を行なってください。

本申請は、世帯主がマイナンバーカードを保有している場合に限られます。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。



\\ 給 付 //

給付日は、申請書の受け付け後2週間程度を予定しております。
いずれの申請方法も世帯全員分が世帯主へ給付されます。

※給付金を装った詐欺にご注意ください。

▶ 問い合わせ先 特別定額給付金コールセンター ☎0120-260020
企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)